

文観著作聖教の再発見

—三尊合行法のテキスト布置とその位相—

阿部 泰郎*

Aspects Involved In Assessing Monkan's Texts on the Rite for Synthesizing the Three Icons

ABE Yasuro

要旨

後醍醐天皇の殊寓を得て、西大寺流律僧の出身ながら、東寺長者・法務大僧正・醍醐寺座主として、真言宗の頂点に立った文観弘真（1278～1357）の著作の全貌は、未だ殆ど明らかにされていない。加えて、そのテキスト自体も、文献学的にはなおその様相が明かでなく、密教の歴史のなかで位置付けられるに至っていない。近年進行中の真福寺大須文庫における調査の過程では、彼の著作と認められる聖教が多く見いだされ、更には自筆の聖教まで発見された。この調査に関連して、文観の著作と確認される新発見の聖教類が、諸寺院の文庫から出現した。その中心主題が、「三尊合行法」という東密小野方三宝院流に形成された中世密教のひとつの到達点というべき修法体系である。そこには、図像と儀礼が融合し、一箇の思想体系を構築するに至った、多元的な宗教テキストの豊かな世界が創出されている。本論では、それらの文観による聖教、すなわち宗教テキストの一類を文献学的に位置付け、思想上の特質を読み取りながら、そのテキストの位相を把握したい。その作業を通して、彼の宗教上の構想を復原する試みを目指し、新出の著作の発見が、その思想の領域の、より広がりとお興行を持ったものである消息を明らかにしたことを示そう。なお、弘真が真言僧としての正式な呼称で、文観は上人号、西大寺流律僧としては殊音上人であった。

Abstract

Although he was, by special appointment of Emperor Go-Daigo, initially a monk of the Saidaiji lineage of the Ritsu sect, as head (長者) of Tōji temple, chief of temple affairs (法務大僧正), and abbot (座主) of Daigoji, the full spectrum of the writings of Monkan Gushin (1278–1357), who stood at the apex of the Shingon school, has not yet been revealed. In addition, many aspects of the texts themselves have still not yet been clarified from a text-critical perspective, so their stature relative to the history of esoteric buddhism has not been assessed. During the course of the archival work I have been performing at the Ōsu archives of Shinpukuji temple, sacred writings acknowledged to be his have come to light, and writings in his own hand have even been discovered. In connection with this archival work, works confirmed as written by Monkan but hitherto unknown have been found at many other temples. The central subject of these is what can only be called one of the highest attainments of medieval esotericism as formulated by the Sanpōin branch of the Ono lineage of Tōmitsu (東密) esotericism, the ritual canon known as the Rite Synthesizing the Three Icons. Within it, sacred

*名古屋大学大学院文学研究科 Nagoya University, Graduate School of Letters

images and the liturgy are combined, resulting in the construction of a unified body of thought, and a vivid world emerges from these multi-dimensional religious texts.

In this paper, I would like to examine all aspects of these texts by Monkan, which constitute a genre of religious literature unto themselves, by positioning them from a text-critical perspective while offering a reading of the unique aspects of their thought. My goal in so doing is to attempt to reconstruct their religious framework. Further, what has become clear due to the discovery of these new works is that his religious thought ought to be evaluated as representing the pinnacle of medieval esoteric thought, and much broader and deeper than much of it. We should take note of the fact that Gushin was his formal name as a Shingon monk, while Monkan was a sobriquet. As a Ritsu monk of the Saidaiji branch, his name was Shuon.

キーワード

中世密教聖教 文観弘真 三尊合行 後醍醐天皇 宗教テキスト学

I 「文観」像と文観研究

後世の文観についての一般的な認識は、『太平記』によって作り上げられたといえよう。巻十二には、後醍醐天皇の許で建武政権を担い、そのはかない栄華に酔いしれた人びとの姿を描くなかで、特に文観上人の威勢とその一党の放埒 僞慢の様^{しよ}叙し、やがて吉野に逐われて没落した後は、従う門弟もなく漂泊流浪の果てに窮死した末路を語る。そのイメージは、同じく後醍醐帝の為に働き元弘の変では同様に配流された天台側の円頓戒の律僧恵鎮とは対照的である。

真言宗の内部でも、従来、文観についての記述は、南朝の没落と衰退が決定的となった後になってからの言説しか顧みられなかった。そこでは、文観は宗門内で指弾の標的であった。その代表が、高野山において当時流布していたとされる「邪義」を批判し、宗風の刷新を主張した宥快（1345～1416）の『宝鏡鈔』（1375 成立）¹である。その否定されるべき「邪法」の流れの一端に、文観が結びつけられている。その文脈上では、宥快の立場からすれば正しい相承によらないで著された文観の「書籍」が世間に流布しており、その「有名無実」の聖教を無智の者が「密宗最極」として重んじていることを難じている。宥快の邪流批判においては、その異端教義の代表として所謂「立川流」が槍玉に挙げられ、これに文観が結びつけられることになった。それは、文観＝立川流という認識の起点でもある。むしろ、本論においては、宥快が、文観について「書籍千余巻」「重々大事三十余」という厩大な聖教を著したと伝え、それが当時広く流布して無視できない影響力をもっていたことを示唆する点に注意を払いたい。

宥快はまた、文観が権勢の絶頂にあった建武二年五月に、高野山衆徒が彼の座主任命を拒否する「条々」を決議したことを記している。それは律僧の身分で勸進聖の職にあった「聖人」を座主に戴くことを拒むものであった。さらに、祐宝の編になる『続伝燈広録』²には、当時の高野山衆徒が文観を弾劾する「上奏状」なるものを引いている。そこに文観はダキニを祭り、算道ト筮を能く使い、呪術修験の振舞をする、陰陽師や山臥と同類で、しかも「外法」を駆使する者と批難されて

いる。宥快のテキストも祐宝のそれも共に典拠となった史料そのものは確認できず、いわば引用によって文観のネガティブなイメージを根拠付け、「邪義」の異端と同一視させることを企てているのである。

文観に関する研究は、高野山史研究の一環として、水原堯栄の『真言立川流の研究』(1920)において、歴史の彼方に葬り去られた異端の邪流に関する資料を掘り起こす営みのなかで言及され³、それを受けて、守山聖真の『立川流秘密史 文観上人之研究』(1936)⁴において、その伝記の輪郭が示された。その基礎となったのは、『大日本史料』第六編之二十一(正平十二年十月九日条)に集成された文観関係史料であり、その中で文観の著作も、その識語を中心に紹介されている。守山の研究は、更に『立川邪教とその社会的背景の研究』(1965)⁵へと展開し、関連文献を紹介しつつ、文観の再評価と復権を主張している。しかし同時に、彼に付与された「立川流」の痕跡を、その知られる僅かな言説中から見いだそうとする点では、なお宥快の造りだした呪縛から脱れていない。その著作についての知見でも『大日本史料』の範囲を出でず、なおその大半が閲覧不能の状況ゆえの考察の限界を、著者自身が告白している。但し、それは未だ文観の著作に関する認識が当時さだまらなかったことによるだろう。水原堯栄も、その『弘法大師影像図考』(1926)⁶に重要な著作である『御遺告大事』を紹介しながら、これを文観の著と認めず、師道順の著として扱っているのである。

文観自身の著作や思想に関する研究が停滞した状態は長く続いた。真言密教の歴史や思想の上で「立川流」を再認識しようとする試みは、たとえば真鍋俊照の『邪教・立川流』(1999)⁷によってなされ、そこでは文観と立川流の結びつきを否定している。だが、最も大きな影響を与えたのは網野善彦の『異形の王権』(1986)⁸であろう。そこでは、文観とその周辺の後醍醐天皇による倒幕運動に関わる史料を取り上げて、従来の文観を巡る言説と重ね、文観を介して「立川流」の如き密教の“性の力”を王権に導入しようとした帝王の姿を描き出し、網野氏の歴史観の許で中世後期の日本社会の根底的な変化を象る存在となった。その議論のなかで、文観と「立川流」とは安易に結びつけられてはいないのであるが、結果的に両者を重ね合わせる認識は再生産され、文観自身の思想と、基本的な前提となるべき著作そのものの研究は置き去りにされた。

こうした状況が大きく変化したのは、1990年代以降の、中世寺院史料、とくに律衆と真言密教関係の文献の発掘と紹介がなされ、一方で美術史学とくに密教図像の側から、図像作者としての文観の事蹟と作例の紹介研究が積み重ねられたことによる。それらの成果が、内田啓一の『文観房弘真と美術』(2006)⁹である。内田氏の研究は、文観の遺した仏画とその活動を、叡尊にはじまる西大寺流律僧の関与した中世密教美術の系譜と展開のなかに位置付け、その上で文観の生涯の多元的な年譜を関係史料の集成を含めて提示した労作である。その基本となったのが、文観の弟子宝蓮の編になる『瑜伽伝燈鈔』(1365成立)¹⁰である。その真言法流の系譜に含まれた文観伝が、断片的に残された文観関係の史料と符号することから信憑性は高く、更にその付法交名に挙げられた二百余名の僧のうち、醍醐寺僧や西大寺流律僧が多数確認された。これも内田氏の考証によるものである¹¹。また、叡尊の周辺に形成され、とくに醍醐寺と深く結びついた密教美術の流れの中に、文観の活動とその所産も棹さすものであったことが明らかにされた。

美術史の研究と前後して、文学研究の側では、称名寺（金沢文庫）や真福寺を中心として中世顕密寺院に伝来する聖教文献を、寺院を核として形成された中世の“知の体系”の所産として、調査を通して復元的に解説分析し、その文化的ネットワークの解明から、進んでテキストが構築する意味体系や世界像を解釈しようとする研究が進められてきた¹²。その一環として、文観の著作も研究の対象となったのである。

既に論者は、「宝珠と王権——中世王権と密教儀礼」（1989）¹³において、即位法および即位灌頂の儀礼とテキストないし舍利と宝珠を祀る密教儀礼を考察する過程で、文観の著作に注目していた。だが、なお断片的な知見に止まり、その全体像は容易にうかがえない状態であった。しかるに真福寺聖教の調査が進むうちに、文観の著作と確認されるテキストが文庫を構成する密教聖教の中でも重要な位置を占めていることが明らかになり、更に関連する文観著作と自筆の聖教（文観手沢『重鈔』一卷、〈定海撰『第三重口決』成助伝受本）の存在も明らかになった。それを紹介したのが、『中世先徳著作集』（真福寺善本叢刊第二期第三巻、2006）¹⁴である。これを機に、文観の著作になる聖教が、各地の寺院の経蔵文庫から出現し、その全体像の輪郭がうかがえるようになってきた。本論は、その現況のレポートであると共に、それら新発見の文観著作のテキストの世界を読み解く試みでもある。

II. 文観の三尊合行法テキスト

真福寺に伝来する文観のテキストは、彼の著作の中で最も流布したと思しい『秘密源底口決』一帖である。その古写本がきわめて乏しい中で、この真福寺本は、真福寺二世として南都に学び、東大寺東南院門跡聖珍法親王の許で数多の聖教を書写し、また顕密聖教のみならず貴重な典籍の古写本を大須にもたらした信瑜（1333～1382）の書写になる古写の善本である（静岡県富士市博物館所蔵東泉院旧蔵文中二年写本¹⁵および高野山金剛三昧院蔵仙恵写本は初撰本系の源流となる古写本で、これに対し真福寺の信瑜写本は再治本である）。そうした消息が判明するのは、本書と一具の聖教として、その装丁も栴型粘葉本として全く等しい『一二寸（三尊）合行秘次第』一帖が存在し、その表紙に「信瑜」の識語と正平15年（1360）の聖尊奥書識語が付されていたからである。その底本は文観の付法の一人である醍醐寺の聖尊法親王が写した文観「御自筆本」であった¹⁶。この一具の聖教は、（後者の略号化された題号が示すように）三尊合行法という密教修法の次第とその秘決（口決）であった。それぞれの成立は、延元3年（1338）と同4年（1339）の同じ3月21日（大師忌日）に文観が「再写」した旨の識語があり、「今度天下動乱」に失われたこの「自宗大事」「当流源底」を重ねて書写したものであるという。すなわち、この一具の聖教は、その成立過程において明らかに建武の動乱と後醍醐帝の動向に深く関わったテキストであることが察せられる。

三尊合行法とは、中世密教の展開のなかで形成された秘法である。本尊の分身として脇侍の二尊を設定し、三尊を併せて修法することにより、二元的な次元を超越し、不二を止揚した“三位一体”の究極的な秘伝の儀礼化といえよう。東密では、その本尊を「一仏二明王」すなわち舍利＝宝珠（ないし各種の尊に変換可能）と不動・愛染の二明王とするのが一般であった。この法は醍醐寺を中心

とする小野三宝院流で特に重んじられた¹⁷。

この法が文観により伝えられたことについては、文観を批難する立場から書かれた石山寺蔵『謀書目録』奥書（『大日本史料』所収）にも、文観が醍醐三宝院の法流を道順の写瓶として伝受を受けるに際し、「三尊合行次第」を「三宝院骨目」として伝えたこと、この聖教を文観が所持して「禁裏」に授け奉り、「御信仰異他、款感尤深」であったと伝えている。その次第書を含む聖教が、真福寺に伝えられていたのである。それは「秘決」（口決）と次第（法則）とが一組となり、修法の実行の為の儀礼テキストとその秘密を明らかに説く意味テキストとが相互補完的に役割を果たす基本単位である。その基本的性格は、典型的な聖教の様式の許で、純粋な文字テキストであることだ。もう一つ重要なテキストの位相にかかわる性格は、その撰述主体を文観その人に置くのではなく、相承された秘伝を書写したのものとして、よりステイタスの高い位置を与えていることである。

三尊合行法に関して、『秘決』や『次第』と同じ位置に立つ文観の著作として重要な聖教が、『御遺告大事』一卷である。卷子本で彩色図像を多く交え、むしろ図像集と言ってよい。応安7年（1372）写の慈眼寺本¹⁸の識語には、先師道順の「口授」を記したとする年代不詳の識語と、嘉暦2年（1327）禁裏御修法の間に記したという「殊音」識語が並記され、後に般若寺長老如空に授けたとする年代未詳の弘真識語が付され、その複雑な成立伝来の経緯が示されるが、これも師伝に託して後醍醐帝の為の修法を勤める間に著したものであろう。この『大事』は、三尊合行法の典拠としての大師仮託書『御遺告』（二十五箇条）¹⁹の末尾第二十三・二十四・二十五条の「縁起」を本文として、その注釈の形をとって秘伝を開示する。その積義の各段階に併せて、三尊合行法の本尊図像が九様描かれている。また、その本尊図像の多くは、『秘決』の所説と対応している。つまり、『大事』は注釈テキストであり、同時に図像テキストでもある。以上、三点の聖教が、文観による三尊合行法のテキストとして、師伝の相承を記したという同じ上位の水準に位置付けられる。それは、テキストとしての性格と機能および体裁を互いに異にしながら相互補完的な関係を成す一群である。

真福寺聖教中には、その所説の内容や筆法からすれば文観著作と判断され、しかしより上位の水準に位置すべき三尊合行法聖教として『御遺告秘決』一卷（小卷子）がある（『続真言宗全書』に収録される²⁰）。三宝院流の実運・成賢・憲深の書写識語を付し、相承の大事に仮託した聖教である。よりステイタスの高い祖師の『御遺告』に関する「秘決」として、この法の奥義を説くものであろう。これは図像を含め文字のみのテキストである。

文観の自撰を明示する識語をもつ三尊合行法に関する二種の「秘決」が、真福寺に伝来している。共に小型の卷子本という装丁の、『三尊合行秘決』一卷と、『当流最極秘決』（仮題）一卷である。前者は白描の本尊図像を交え、三尊合行法の本尊に関する諸位相での習を、箇条毎にその典拠本文を引きつつ秘説を開示する、いわば『御遺告大事』と『秘密源底口決』を折衷して簡略化した、しかし扱う位相は異なるテキストである。文観の著作を示す識語を付すが、年代は示されない²¹。後者は前欠だが、問答体により、三尊合行本尊たる宝珠の体性（本質）を典拠本文を引照しつつ積義する、図像を伴わない「秘決」である。延元4年（1339）の文観著作識語を有し、宝蓮による相伝識語が付される。

同じく、文観自撰の聖教として同水準にあり三尊合行法とも関わる重要な著作が、今回その全貌

を明らかにした『最極秘密鈔』五帖五巻である。その第三帖『秘密極最鈔』の後半のみが、真福寺に近い稲沢万徳寺蔵聖教中に存していた（応永17年（1410）写本）²²が、高野山大学図書館光明院文庫に全五帖の完本（天正5年（1577）写本）が見いだされ、また金剛三昧院に巻一の明徳3年（1392）写本（巻子本）を伝える。その第一巻の末に長文の文観識語が付され、延元2年（1337）9月の成立を記す。そこに「合五帖」とあるように、本来は粘葉装の聖教であった²³。基本的に文字中心のテキストだが、一部に簡略な朱を交えた図像と印契図等を含む。その第三巻一帖が三尊合行法に関するもので、これのみは末尾に『御遺告大事』と共通する彩色本尊図像を描く（万徳寺本のみ、光明院本は欠失）。全体は、灌頂印信、血脈をはじめとして、伝授の印明に関する口伝を集成した、つまり伝授儀礼に関わるテキストであり、秘伝と図像の位相を含むテキストでもある。これらの文観自撰の水準に位置する一群の聖教が、三尊合行法のもうひとつのテキストの領域を構成している。

III. 三尊合行法テキストと文観の著作

文観による三尊合行法関係聖教の著作は、その成立年代が知られる分に限ってみれば、嘉暦2年の『御遺告大事』を例外として、延元2年から4年（1337～39）の間に集中する。このうち、『秘密源底口決』は初撰本が建武以前「殊音」時代の成立として『大事』と対応する関係にあることから、この二書が三尊合行法の基幹聖教として先ず成立し、元弘の変に連座した硫黄島配流を経て、建武三年正月に建武政権が崩壊し吉野へ遷った後、改めて『口決』の再治と『次第』の復元をはじめとした、一連の聖教の再構築がなされたものであろう。その一方で、延元元年から同4年にかけて、秘法を中心とする諸尊法の次第と口決の集成である『小野弘秘抄』の撰述が継続して行われており（東寺宝菩提院蔵の宝蓮写本によれば、後醍醐天皇が崩御する延元4年8月の直前に当たる7月に「普賢延命法」を撰んで了）、また延元2年には『金峯山秘密伝』三巻（『日本大蔵経』修験道章疏所収）が撰述されている。その生涯で最も活発な著作活動が行われた時期に重なって、三尊合行法の聖教が体系的に形成されたのである（本論末尾付載「文観弘真著作年譜」参照）。

これらのうち『金峯山秘密伝』について、その概容を検討してみよう。本書は、金峯山の蔵王権現を中心に、天河弁財天と熊野権現を加えた吉野—熊野の霊地の仏神について、前半にその本地垂迹説と名号や尊像等の秘伝を明かして「習事」とし、後半に蔵王権現以下諸神の行法次第ないし本地供の修法を集成し、以て「主上御修行」の為と識語に記して、吉野に在った後醍醐帝の王権護持の宗教体系を具象化したテキストとなっている。要は本地垂迹の秘伝開示テキストと本地修法の儀礼テキストの両面を構成し類聚して統合したものであり、両者の中間に金峯山諸尊の種子曼荼羅が位置付けられる。前半に尊像の「習」つまり解釈が含まれ、後半に道場観が含まれるので、図像そのものは欠くが、図像テキストの位相も内蔵している。すなわち、『秘密伝』は、一書の裡に金峯山（および吉野—天河—熊野）の宗教体系の諸位相が多角的にテキスト化され包摂されているのである。しかも、その「習」の所説（それら秘伝の開示にあたり「甚秘思之」等と結ぶ筆法は他の文観聖教と等しい）には、垂迹の蔵王の一身に三仏ないし三尊等の三種の功德が撰られるという、不

二の秘尊としての天河弁才天と胎藏大日たる熊野権現の二尊を併せて、金峯蔵王を三尊一体の宝珠と口伝に説く点で、それは三尊合行法の論理と象徴体系に重なるものである。

文観による一連の三尊合行法聖教の再発見は、このように既知の文観聖教の再認識をうながすものであった。それらは、何れも、その成立した時代状況との密接な関係を示しており、それらの言説は悉く後醍醐天皇に向けられており、その王権を象り、生成するためのテキストとして構成されていると思われる。

加えて、最も新しく確認された（2007年）、同時期に成立した文観著作である『最極秘密鈔』について、その全体像を要説しつつ、その一部を成す三尊合行法の記述について触れる。本書は、高野山大学図書館蔵光明院文庫本（天正5年万徳寺日誉の御本を以て玄瑜が写した本）によって全五帖の全貌が明らかになった（第五帖末の奥書には、南朝年号で元中9年（1392）光賢の伝授識語と北朝年号で同年に当たる明德3年5月の深円の書写識語が記され、大和国内山永久寺の中院にて「故光明院殿御自筆之御本」を賜って写したとする。金剛三昧院本巻第一奥書の深円書写識語によれば、これは内山上乗院西輪院光賢の師であった教賢のことである。光明院本は、深円から更に栄耀に応永29年（1422）に伝えられ、天正5年に玄瑜が写したもの。万徳寺本第三帖との関係は定かでない²⁴）。その第一巻「秘密最極鈔第一」（内題）末尾の延元2年9月文観識語には、末に「合五帖」とあり、全体の成立と本来のテキストの形態を示すものである。その文中、「今度天下動乱、顕密正法、多紛失之間、法滅期在此時、若不挑法燈、密宗忽磨滅」と危機感を露わにして、「日々老耄」ながら「勅定」により本書を記したと、その著作の動機を記す。その「論旨」も別にあり、また、文観自身の年齢を明記するの他に余り例が無く、その格別な位置付けと思入れを示すものであろう。

巻一は、文観が伝受した小野三宝院法流の灌頂印信の集成である。血脈を含む各種印信は、文観の連なる法流の相承の内容を知ることのできる点で貴重であろう。就中、師の道順から後宇多法皇へ授けた灌頂印信が含まれることの意義は大きい。後半には、宝珠に関する口決を聚めている。

巻二は、灌頂印明の各種毎について秘事口伝を十二箇条にわたり列記する。それぞれに経軌の典拠本文を掲げ、その口伝を示す。なお、本巻には文観識語が付されない。

巻三は、「灌頂印明観行儀」と題して、伝法灌頂における印明伝受の、初重二印二明（而二重）、第二重一印二明（不二重）、第三重一印一明（大不二重）について、順次、その印と明を示し、観念や口伝等を経の偈文を掲げつつ秘決を説く。それぞれの境位に宝塔図と印契図を添える。これに付して、「灌頂印明号摩尼印事」を宝珠幢図を添えて説き、最後に「大聖如意金剛童子事」で『秘密源底口決』と共通する三尊合行本尊としての童形大師像の秘伝が説かれ、『御遺告大事』と同様の二尊が添えられる。

つまり、伝法灌頂の印明伝受作法に則した口伝の文脈の上に、三尊合行法の本尊観が展開するもので、冒頭の灌頂についての積義の段りに灌頂を宝珠と説くことも、両者が結びつけられる全体の主題を示すものであろう。この「観行儀」に関する文観識語が特に付されており、この大師を「東寺一家本尊」ないし「大事」として国家を守り持てと結ぶ。次いで「為門人上首付法一人記之」と始まる文観識語で結ばれる。この識語は、以下の巻四、巻五にもほぼ同文で付されており、本書全体の編纂に文観自身が携わったことを示している。

卷四は、明確な構成を有さないが、伝法灌頂の初重、二重の印明に関する各種の口伝を記し、真言に関する大師御筆図等を添える。

卷五は、灌頂印信のうち、格別な秘伝に属すもの（合掌令掌の文、未聞今聞の文、毘盧遮那法印など）について、その習を記す。最後に、座主相承大事と、卷一の印信にも納められていた蘇悉地灌頂の大事を説いて、「两部三部都法大阿闍梨位 法務大僧正法印大和尚位弘真 記之」と、伝法大阿闍梨として署名して全体を締め括る。更に追加として善如龍王の事を加え、これに内侍所の神鏡と熱田の神鏡の事が添えられていることが注意される。

以上のように、『最極秘密鈔』の全体は、伝法灌頂印明の口伝の類聚であり、一見雑纂と思える多様なテキストが集合した如くであるが、目録化しつつ整理すると、灌頂に際し、その階梯に沿って伝授される印明に伴う口伝として伝承された切紙、またその為に造られた注釈などを主題別に整理して構成された、体系化を目指す集成であることが知られる。特に卷一前半の印信集は、文観の伝える法流の真正性と正統性を証明する根拠となるものであり、その上に卷三の如く三尊合行法と融合して儀礼と注釈と図像が一体化した新たな聖教を創出していることは注目される。本書が『金峯山秘密伝』撰述の直後、延元2年9月に纏められていることは、その編纂自体が三尊合行法の構築と深く関連した営みであったことを示すものだろう。

IV. 『瑜伽瑜祇秘肝鈔』と後醍醐天皇御影

新たな文観の著作は、今後も更に出現する可能性がある。その最新の事例が、仁和寺塔中蔵に伝来する『*ᳵᳵᳵᳵ*（瑜伽瑜祇）秘肝鈔』四卷（第三卷欠）である²⁵。第四卷本文に文観識語を有するが、年代を示さず成立を明らかにしない。その奥書に興国5年（1344）吉野現光寺（比蘇寺）において、宝蓮の文観自筆本による伝受書写識語があり、これ以前に著されたものである。奥書は更に貞和4年（1348）伊勢弘正寺にて恵観が「妙印上人御本」を以て書写し、明德2年（1391）に伊賀大岡寺にて深泉が書写した識語を載せ、本書の伝来を示している。なお、宝蓮は興国元～4年までの間に『小野弘秘抄』を同じく吉野現光寺等において文観から伝受書写しており、それに引き続いての伝授である。されば本書は『小野弘秘抄』撰述を了えた延元4年の後醍醐天皇崩御後の成立と推定され、その時期は絞られよう。

本書は、真言密教で秘経として殊に重んじた瑜祇経の注釈である。経題の釈義より始まり、各品毎に、その大意を示し、本文ないし要文を掲げ諸経論疏の文を引いて、その上で口伝の所説を加え、時に「馬隠蔵三昧事」（巻一）、「如宝愛染事」（巻二）等の解説を加えている。全十二品のうち、第八・九の二品を欠き、これが失われた第三卷に相当すると思われる。その大きな特徴は、随所に彩色図像を挿入することで、現存三巻では27図を数える。図像は、瑜祇経を所拠とする愛染明王像をはじめとする各種尊像、曼荼羅、三十七尊三昧耶形図など多様であり、全体はいわば瑜祇経図像集の如き趣を見せている。それらの特色は、他に類を見ない異形というべき尊像や独自の曼荼羅を多く含むことで、冒頭の「当流三寶院御経蔵」に在る「大師御筆図」という瑜祇塔（法界塔婆）曼荼羅や両頭愛染像、また瑜伽成就の悉地を祈り煩惱即菩提の境地を表す頂行垂髮童子（聖天）像、お

よび「愛染王文殊観音金薩頂行五尊曼荼羅」など特異な図像を有する。その基本的な性格は、『御遺告大事』と共通する、注釈テキストと図像テキストを複合させた、文観独自の宗教テキストの位相である。その所説の分析や、図像学上の位置付けは今後の研究に待つところであるが、いわば愛染明王図像集という側面をもつ本書を、文観とその属す真言法流の密教図像の系譜の許で検討する必要があるだろう。

西大寺流においては、叡尊を願主とした愛染明王像の造立（宝治元年、1247）が西大寺復興の象徴として教団内で重要な意義を担っており、その系譜の末に、文観および後醍醐天皇に関わる愛染明王画像の遺品も、内田啓一によって論じられている²⁶。また、三尊合行法の本尊としての一仏二明王の一方が、奥砂子平法に当たる愛染明王であることも無視できない。『秘密源底口決』の追記中には、瑜祇経灌頂品を引いて、三尊合行の本尊観を摩尼宝珠と不動、愛染とする根拠としていることも注意される。つまり、三尊合行法は瑜祇経をも包摂するものといえよう。

特に、瑜祇経を拠として中世真言密教法流伝授の世界で重んじられたのは、瑜祇灌頂の儀礼である。とりわけ瑜祇灌頂との関連で注目したいのは、「異形」の天皇の肖像として著名な、遊行寺蔵の後醍醐天皇画像である。八葉座に帝冠と束帯の上に法服を着した天皇が、左手に金剛鈴、右手に金剛杵を持して金剛薩埵と同じ姿となる特異な肖像は、王法と仏法（密教）を一身に兼ね、上部に天照皇大神および八幡大菩薩と春日大明神の三社名号を銘として、神祇を仰いで礼拝する尊像として神格化された帝王像が顕されている。付属する文書には、本御影は文観より醍醐寺法親王深勝から法親王杲尊、そして遊行十二代上人尊観へと伝えられたとあり、同じく「瑜祇灌頂之事」には、本図が元徳2年（1330）に（文観が）帝に灌頂を授けた際の姿を表したものと伝え、それは法蓮の『瑜伽伝燈鈔』の文観伝と一致している²⁷。尊観もその付法交名に見えるのである。また同じく「後醍醐天皇御影事」には、天皇崩御の五七日仏事に曼荼羅供の導師として文観が勤めた際に「靈応」として天皇が影向する奇瑞があったと伝える。或いは本御影はその感得像であった可能性もある。その点で本書『秘肝鈔』の成立が後醍醐崩御の後の数年間と想定されることは示唆的である。何れにせよ、文観の瑜祇経と瑜伽灌頂の実修が、後醍醐帝とその王権へと志向し、同時に独創的な愛染明王の図像体系を生み出した。その文脈と体系を示すテキストが本書であるといえよう。

結語

かくして、文観弘真の著作の輪郭のおおよそが漸く明らかになってきた。その存在こそ知られるが、未だ内容が閲覧できず明らかでない著作も多く、なお全貌を見渡すことはできない。だが知られるところは、理趣経、瑜祇経そして大師の御遺告の注釈、灌頂印明の口伝集成、舎利一宝珠法の秘密式、後七日法はじめ秘密修法の次第と口決の集成、本地垂迹説と本地供の集成など、多様な位相の聖教である。それらの中核に位置するのが、三尊合行法に関する一連の聖教だといえよう。その本尊としての一仏二明王は、一山舎利であり摩尼宝珠であり、如意輪であり大日金輪であり、また天照大神であり大師でもある。それは東密真言宗ひいては顕密仏教にとって「最極秘密」の本尊として、全てを統合し包摂する究竟の〈聖なるもの〉であった。その聖教はまた、文観の密教テ

クストの諸位相を悉く具備し、しかも相互に補完して機能すべく制作し布置され、そのテキストの上で彼の〈聖なるもの〉が創出されることになったのである。



※本稿は、2008年3月18日にロンドン大学で行われた、名古屋大学文学研究科・比較人文学研究室／ロンドン大学SOAS日本宗教文化センター合同ワークショップの特別セミナーの為に用意されたものである。その機会を提供され、多大な示唆と教示を与えていただいた、ロンドン大学のルチア・ドルチェ教授と彌永信美氏に深く感謝申し上げる。

- 1 『宝鏡鈔』『大正新修大藏經』第77巻
- 2 『続伝燈広録』『続真言宗全書』第33巻
- 3 『真言立川流の研究』(1920)、『水原堯榮全集』所収(同朋社、1989)
- 4 『立川流秘密史 文観上人の研究』森江書店(1936)
- 5 『立川邪教とその社会的背景の研究』鹿野苑(1965)、国書刊行会(1990)
- 6 『弘法大師影像図考』丙午出版社(1926、pp.23-41)
- 7 『邪教・立川流』筑摩書房(1999)
- 8 『異形の王権』平凡社(1986)、平凡社ライブラリー(1998)
- 9 『文観房弘真と美術』法蔵館(2006)
- 10 『瑜伽伝燈鈔』大谷大学図書館蔵・享禄4年(1531)写本十卷五冊。辻村泰善『『瑜伽伝燈鈔』にみる文観伝』『元興寺文化財研究』69(1999)
- 11 注9内田前掲書の付章「弘真の付法」(pp.287-312)(初出、2003)
- 12 「中世宗教テキストの世界像」『日本文学』57巻5号(2008)、名古屋大学グローバルCOEプログラム・第4回国際研究集会『日本における宗教テキストの諸位相と統辞法』(2008)
- 13 「宝珠と王権——中世王権と密教儀礼」『岩波講座東洋思想』巻16『日本思想II』岩波書店(1989)
- 14 『中世先徳著作集』(真福寺善本叢刊第二期第3巻)臨川書店(2006)
- 15 東泉院旧蔵本・文中元年(1378)写一卷、阿部「東泉院聖教調査概要」『六所家調査だより』第6号、富士市立博物館(2009.6刊行予定)
- 16 注14前掲書所収
- 17 真福寺大須文庫蔵鎌倉時代写本『一仏二明王口決』の一帖(高野山大学寄託金剛三昧院本にも同書を伝える)は、その原型となる一仏二明王法の要諦を伝える口決である。
- 18 真鍋俊照「虚空蔵求聞持法画像と儀軌の東国進出」『密教図像と儀軌の研究』上巻、法蔵館(2000、初出、1995)、奈良国立博物館(特別展図録)『仏舍利と宝珠』(2001)に影印図版所収。
- 19 『弘法大師伝全集』第1巻、六大新報社(1935)
- 20 『続真言宗全書』第26巻
- 21 翻刻所収(私家版)阿部編『文観弘真著作の研究—「三尊合行法」関係聖教資料集』名古屋大学文学研究科(2008)
- 22 注14前掲書付録に「(逸題口決)」として収録。
- 23 注21前掲書に参考資料として「最極秘密鈔」抄を収録。
- 24 注21前掲書に参考資料として「最極秘密鈔」抄を収録。
- 25 注21前掲書に参考資料として「瑜伽瑜祇秘肝鈔」抄を収録。
- 26 注9内田前掲書、第四章「弘真と後醍醐天皇」(p.120)
- 27 注9内田前掲書、第四章(p.149)

文觀弘真著作年譜

真福寺善本叢刊第二期第三卷『中世先徳著作集』

- 正安 2 (1300) 閏 7・21 * 吉野現光寺で〔叡尊画像〕を描く。「西大寺二聖院殊音」
- 正安 4 (1302) * 叡尊十三回忌の爲〔木造文殊菩薩騎獅像〕造立、願文・毎日図絵文殊等を納む。
- 正和 3 (1314) 9・21 『西玉抄』を撰述し、信空に証明を得る。(東大寺図書館)
 正和三年甲寅九月廿一日、於西大寺長老御坊記之。凡当流者、稽古五夏之戒学、可趣三密之修行之由、興正菩薩令定置給。雖須守規式之有、入当流之門、且宿縁之所萌歟、且冥応之所催歟。難待五夏之年歳、偏尋竭諸之明師、受両部之秘奥、置三点之心、伝諸尊之瑜伽、納四重之懐。雖然、大鵬之翔、片鷄難趙、金流之影、泥器難写者哉。仍、重酌菩薩之遺流、受現師之印可之处、宗之精奥、重之玄底、殊催信心、偏置安心。肆、愚存趣稟承之旨、欲記之者、冥慮尤難測、欲黙止者、□忌將□□度。是以、云義理、云題名、於菩薩宝前、窃投卜之处、蒙聴許之間、管見之所覃、粗以所記之也。即、為証明知見、経現師之高覧者也。菩薩戒苾芻金剛資 殊音在判
- 正和 5 (1316) 4・21 * 殊音上人(西大寺僧、竹林寺長老)、道順より伝法灌頂を授かる。(醍醐寺本伝法灌頂師資相承血脈)
- 元亨 4 (1324) 3・7 * 〔木造八字文殊菩薩騎獅像〕を造立。「菩薩戒苾芻殊音」
- 正中 2 (1325) 10 * 後醍醐天皇に印可と仁王経秘法を授け、内供奉に任ぜらる。(瑜伽伝燈抄)
- 嘉暦 2 (1327) 10 * 後醍醐天皇に仁寿殿にて両部伝法灌頂を授け、権僧正に任ぜらる。(瑜伽伝燈抄)
- 12・21 『御遺告大事(東長大事)』を道順より口授さる。(慈眼寺(c・d)・正智院)
 已上、先師東寺一長者醍醐寺座主前大僧正道一(順)御口授如此。古来未載紙面、今為付法恐々記之。両部諸尊八大高祖、垂哀愍而已。(a)
 嘉暦二年十二月廿一日、密々御修法間、於禁裏仁寿殿第三对、御為当流、最極大事嫡々相承秘奥、為付法一人記之。写瓶外不可開見。々々々若違此言、両部諸尊大高祖知見證罰給。重々秘決別記之。(b)内供奉十禅師菩薩苾芻殊一
 (c)東長大事、当流最極也。如眼肝可有秘藏、付法一人外、不可有他散。般若寺衆首如空上人伝授畢 (d)法務前大僧正法印大和尚位弘真在判
- 嘉暦 4 (1329) 3・26 * 後醍醐天皇より信空に宣下された慈真和尚号を携え下向。(勅謚慈真和尚宣下記)

- 元徳 2 (1330) 5・7 * 東寺宝蔵の十二天屏を借用。(東寺執行日記)
8・25 * [五字文殊菩薩画像] を描く。「菩薩戒苾芻内供奉十禅師殊音」
10・26 * 後醍醐天皇に瑜祇灌頂を授く。(瑜伽伝燈鈔)
* 元徳 3・5 ~ 元弘 3・5 幕府により捕われ硫黄島に配流さる。
- (正慶 2)
元弘 3 (1333) 10・25 * 後醍醐天皇、観心寺の不動明王像を禁中に移さしむ。(観心寺文書)
建武元 (1334) 6 ~ 7 * 悲母追善供養のため [五字文殊菩薩画像] 「」・ [八字文殊菩薩画像] 「」 (醍醐寺座主僧正弘真) (* 建武 2・10・7 東寺西院御影堂へ寄進) および [如意輪観音画像] (浄土寺) を描く。
* この年、東寺大勧進および東寺四長者に任ぜらる。(東寺長者補任)
- 建武 2 (1335) 5・18 * 後醍醐天皇、『四天王寺御手印縁起』を書写、御手印を捺し奥書を記す。
閏 10・23 * 清涼殿二間に東寺舍利を勘計す。『東寺長者弘真仏舎利奉請状』『法務僧正弘真(花押)』(東寺百合文書)
11・2 * 高野山検校に官符縁起の提出を命ず。(宝簡集)
12・2 * 後醍醐天皇、『高野山根本縁起』に御手印を捺し奥書を記す。
12・13 * 禁裏相伝・大師相承の三衣一鉢を東寺西院御影堂に施入。『弘真三衣并鉢施入状』『僧正法務弘真(花押)』(東寺百合文書)
12・23 『如意輪陀羅尼経』を書写。(松尾寺)
建武二年十二月廿三日令相伝之。此当流最上神尊也。仍此経、可為甚密勝本者也。付法人、可伝受之。 法務僧正弘真(花押) 生藏
五十八
- 12・25 * 金剛寺に東寺仏舎利を施入。『東寺法務僧正弘真仏舎利施入状』(金剛寺文書)
右五粒仏舎利、是五部成就宝珠、三部相応意宝也。為当寺仏法久住本尊、且為祈天下泰平国家長久御願、東寺仏舎利所申下也。仍綸旨副之、早如守眼精、可祈興法利生大願者也。仍状如件。
建武二年十二月十五日 法務僧正法印大和尚位弘真(花押)
- (延元元)
建武 3 (1336) 正・16 * 吉野如意輪寺 [蔵王権現像并吉野曼荼羅絵厨子] 製作。
3・21 * 宮中にて東寺舍利を勘計す。『東寺長者弘真仏舎利勘計記』『法務長者弘真』(東寺百合文書)
5・4 『小野弘秘抄 第六』(内題) 「後七日法甲歳」を撰述。(東寺三密蔵)
延元々年五月四日記之。已尅。重同四年七月九日令清書。此偏奉為天長地久御願成就也。 東寺座主兼醍醐寺座主大僧正 御判
9・21 『秘密舍利式』を撰述。(金剛寺)
延元々年九月廿一日子尅草之。此偏奉為国家御願成就、亦凶徒弘国外、四海施梵福、一天和潤、上下行孝、仏法再興、僧侶持三学、秘教伝持師資付、令為祈如是大願、秘宗奥義記之。付法外不可散書。若已灌頂輩有勤求志、捧誓文、授之而已。 東寺沙門僧正 在御判
- (延元 2)
建武 4 (1337) 3・15 『金峯山秘密伝』巻中を撰述。(金峯山寺他)
延元二年三月十五日、奉為国家護持、且為増蔵王権現威光記之。同八月廿

- 四日、重金精牛頭行者供養次第書入畢。 法務僧正在判
- 7 『金峯山秘密伝』卷下を撰述。
奉為主上御修行、藏王次第進上、彼中記之了。延元二年七月 日、為令法
久住記之了。 法務僧正謹書之
- 7・30 『護摩次第』を撰述。(吉野如意輪寺)
奉為今上聖主御願成就、早為逆徒退治天下静謐、為勤行、任相承秘伝所記
之。甚深秘法也。輒不可授教、付法一兩人外不可授之。仏法之磨滅、王法
衰微、只此時也。此尊本誓、尤亦此時也。 法務大僧正弘一
- 9・21 『小野弘秘抄』仏眼金輪合行法を撰述。(東寺三密蔵)
口伝云、此法甚密之道、我流之肝心也。菩提心論云、於内心中觀日月、月
輪□□此觀照見本□云々。宝珠内心・日金・月仏甚秘思之。延元二年九月
廿一日、蒙勅命、奉注進之。 法務大僧正弘一上
自今日御発願由、被仰下。 勅使亮意法眼
- 9・25 『最極秘密鈔』を撰述。(高野山大学図書館・光明院文庫)
右相承大事、法流之源底、随思出令注之。自宗之肝心、我道極秘、悉有此
中。雖其恐不少、今度天下動乱、顯密之正法、多紛失之間、法滅期在此時。
若不挑法燈、密宗忽磨滅。随事亦日々老耄、諸事忘却、仍為思門業故、至
極々々大事等、悉載之、深納宝蔵、无令他散。附法之外、雖為名字、不可
令知之。可為座主相承之重宝、致座主位授此等鈔。此亦、依勅定記之在判。
合五帖。／延元二年九月廿五日記之畢。／東寺沙門法務大僧正醍醐寺檢校
弘真生歳六十法夏三十七在判
- 12・7 『小野弘秘抄』地藏菩薩法最秘を撰述。(東寺三密蔵)
此法、金剛智三蔵秘密伝来也。云本誓、云功能、経広説之。殊滅戒破罪業、
施悪趣不生口。仍為弘法利生記之。延元二年十二月七日記之。法務大僧
正弘一
- (延元3)
建武5 (1338) 2・14 *この年、〔叡尊画像〕に銘を付す。「前東寺一長者醍醐寺座主法務」
『小野弘秘抄』般若心経法を撰述。(東寺三密蔵)
延元三年二月十四日、蒙勅命、奉注進之。勅書在之。 大僧正弘一上
- 3・21 『秘密源底口決』を重ねて写す。(真福寺・琴堂文庫)
此法者、自宗之源底、当流之極秘也。先年、雖写持之、今度天下動乱、同
紛失、大略焼失歟。可悲々々。仍、重書写之。
延元三年三月廿一日。 東寺座主兼醍醐寺法務大僧正弘真在判
- 4・14 *相伝の『弘法大師二十五箇条御遺告』を後醍醐天皇へ御覧に入れ奥書を得る。
(醍醐寺三宝院)
延元三年四月十四日、所経 高覧、以震筆所被下相伝本也。秘蔵々々。
法務大僧正弘真奉持本也。(花押)
- 4・25 『小野弘秘抄』五字文殊法を撰述。(東寺三密蔵)
延四 四月廿五日記之。
- 5・1 『小野弘秘抄』千鉢文殊法甚秘等を撰述。(東寺三密蔵)

(延元4)

曆応2 (1339) 正・5

延元三 四月廿五日記之。(千鉢文殊法) 延三 四 廿八日記之。(放鉢文殊法) 延三 四月廿九日記之。(文殊知識法)

延元三年五月一日記之而已。(善財童子法) 醍醐寺座主僧正弘一^{御判}

*定海『重鈔(第三重口決)』を書写し成一に授与。(真福寺)

右此重鈔者、嫡々相承、付法伝持之秘宝也。然金剛輪院僧正成一、依為一方付法、奉授与畢。付法一人之外、不可有□□者也。

／延元四年^正正月五日 法務大僧正弘(花押)

正・25 *醍醐寺座主に再任す。(瑜伽伝燈鈔)

2・13 『小野弘秘抄』釈迦法を撰述。(東寺三密藏)

延元四年二月十三日、為伝法記之。 弘一

3・21 『一二寸合行秘次第』を重ねて写す。(真福寺)

右此法者、自宗大事、当流源底也。代々座主外、不可示授由、祖師祈請在之。然今度天下動乱、紛失畢。定有散失歟。可悲可歎。

延元四季三月廿一日、重以正本書写之畢。東寺座主^{醍醐寺座主}法務大僧正弘真

判

6・6 『小野弘秘抄』瑜祇經法を撰述。(東寺三密藏)

今此法、兩部蘇悉地一心曼陀羅也。此以心伝心法第五三昧耶人授之。故經云。大阿闍梨応作此法、若諸阿闍梨、曾入金剛界大灌頂、及受金剛界阿闍梨位、応作此法^文。法甚秘在之。然今、為伝法一人、且為繼法命、相承大事記之。此經惣行次第、法三御子記並源運僧都伝在之。然以大師御記、為甚秘伝也。自宗極理在之。不付法、不座主、不可授之。勿違々々。

于時、延元四年六月六日記之。 醍醐寺座主大僧正弘一^{御判}

6・7 『小野弘秘抄』^{ユギソツラダラマ}㊦㊧□□㊨□(瑜祇經法)を書写。(東寺三密藏)

延元四年六月七日、以祖師相承本、自手書写畢。此法、一法界^ユ法、貞觀寺僧正直受大師授与記之給。嫡々相承唯受一人次第也。常一法界^ユ法三御子大略記之。秘密印言等全伝之。小野正嫡独伝之。自大師以来付法廿二代至予、付法但一人也。 座主大僧正^{御判}

延元四年六月十九日、奉注進言上畢。弘一^上／数月触玉鉢御勤仕之。

6・16 *後醍醐天皇筆『天長印信』を賜り奥書を付す。(醍醐寺三寶院)

此印信文者、大師御筆、代々座主相承之重宝也。然、祖師三寶院權僧正時、一本写之、座右置之、常為拜見也。正写共三寶院嫡々相承大事。不伝此印信、輒号嫡弟者、冥慮可恐々々。然、今上聖主、誠大師再誕、秘藏帝王。仍為末代法流重宝。延元四年六月十五日。

今上皇帝震筆、所申下也。代々座主之外、不可開見。若違此旨、宗三寶八大高祖、知見証罰給。勿異々々。

于時、延元四年六月十六日、記之。^{但一行余二十字御殿}醍醐寺座主大僧正法印大和尚位弘真(花押)

同六月廿五日、後宇多院御国忌曼陀羅供導師勤仕之。職衆十六口。同廿六日、東寺座主担任畢。

6・18 『当流最極秘決』を撰述。(真福寺)
延元四年六月十八日、当流最極之秘決、為付法門人上首、記之。東寺座主大僧正^{御判}

6・28 『小野弘秘抄』如宝八字文殊法を撰述。(東寺三密藏)
右此尊法、当御代始、以如宝儀可勤仕由、所申入、可被下綸旨被仰下間、且為用意、相承秘趣記之。門葉上首、守惜如己眼精。穴賢々々、可秘々々。于時、延元四年六月廿八日。東寺座主大阿闍梨耶大僧正弘一同四年十二月廿三日、当御代始、任先皇勅約、可令勤仕旨、綸旨被下、同十二月卅日、為年始御祈禱奉始行。同五年正月七日、々中奉結願了。

6・29 『小野弘秘抄』理趣經法を撰述。(東寺三密藏)
延元四年六月廿九日、記之畢。東寺座主兼醍醐寺座主大僧正弘一^{御判}

7・1 『小野弘秘抄』普賢延命法を撰述。(東寺三密藏)
延元四年七月一日、記之。東寺座主大僧正弘一^{御判}
延元四年七月十二日、為令法久住、乍臥小病床、記之。東寺座主大僧正弘一^{御判}

*この歳八月十六日、後醍醐天皇、吉野にて崩御。

*延元5・12～興国3・2にかけて、『小野弘秘抄』等を宝蓮が吉野現光寺および岩坪弁才天で伝受・書写する。(〔参考資料〕宝蓮識語抄)

(典图3)

暦応5 (1342) 3・21

*高野山御影堂に〔忍葛蒔絵螺鈿三衣笥〕を寄進。『奉寄進蓮糸香三衣事』(金剛峯寺)

右件三衣者、三代 御門御相承之御袈裟也。並而自 後醍醐天皇所下給也。護惜如己身、所隨身奉持也。爰奉為報高祖大師之恩德、且依有靈応之告、即所奉納高野山御影堂也。永為大師御寺衣、堅不可被出寺門者也。仍寄進狀如件。

興国三年^壬三月廿一日。東寺座主前大僧正法印大和尚位弘真(花押)

(典图4)

康永2 (1343) 12・16

『注理趣經』を撰述。(東寺三密藏)

今受相承之秘趣、輒記大卷之大都、願燃実相般若之慧燈、普照法界衆生之長夜。

興国四年十二月十六日未尅^總筆。東寺座主法務大僧正弘真^{七十有}_{三歳} 判

此、且蒙先皇勅命、所鈔記之。仍獻醍醐之法味、奉祈後醍醐之妙果、以同門行者思之。

(典图5)

康永3 (1344) 2・25

『瑜伽瑜祇(瑜伽瑜祇)秘肝鈔』自筆本を宝蓮が書写。(仁和寺塔中藏)

東寺沙門大僧正 弘一本也

付法一人外、不可授散由、深蒙遺誠所堅守也。代々座主相承也。

興国五年^庚_申二月廿五日、於大和州吉野郡現光寺西僧坊、賜御自筆正本、書写之了。倩以、投鬼乞半偈、碎髓求一句、難入大道、敢非識量之処。然今、親不二真教、直至一心本居。思宿因、歡喜之淚不覺落。仰師德、渴仰之掌不討合。守之如眼精、貴之同大覚。

- (正平3)
貞和4 (1348) 7・25 *高野山金剛峯寺に宝珠を、御影堂に宝物十二種を奉納す。(続宝簡集第十三)
右件重宝者、相承靈宝、法流源底、雖為代々相伝、且為鎮護国家秘宝。故申請勅書並論旨、所奉納也。伏乞高祖大師、依帰依功、故国主皇帝御願成就、四海静謐、万民与楽、殊為当山本末、密法繁昌、住侶安穩、発心堅固、顕密二宗、恒転法輪。重乞護持仏子、生々奉仕大師、世々弘秘蔵護国家、永利群生、仍寄進如件
正平三年_辛七月廿五日宿水曜。 東寺座主法務前大僧正弘真 (花押)
- (正平4)
貞和5 (1349) 閏6・10 『**三尊 合行秘決**』自筆本を覚秀が書写。(真福寺)
自宗大事、法流極秘、為付法記之。当寺座主并東寺長者一人可授之。不其機者、頂戴不見之。 東寺座主兼醍醐寺大僧正弘真在御判
貞和五年_壬後六月十日、賜自筆書写畢。同十三日交点畢。求法資覚秀。
- (正平5)
観応元 (1350) 4・27/5・9*浄瑠璃寺五智輪院に隠居し靈宝を寄進す。『浄瑠璃寺流記事』(浄瑠璃寺)
右仏舎利靈珠、是自宗之重宝、秘密之源底也。帰敬者衆願忽満、信修者悉地頓成、誠万徳帰趣、万生所帰、其徳在于宝玉者也。爰当寺、是薬師如来施靈験之地、秘密真言積行学之寺也。仍随喜間、法流相承龍宝神珠并_ハ一山仏舎利等、為令法久住本尊。別為満寺僧衆所願之成就。惣為一天泰平万民与楽、所安置也。早一寺僧衆、如守自眼肝、可有秘蔵之状如件。
正平五年_庚五月九日。 東寺座主兼醍醐寺法務前大僧正弘真判
- (正平7)
観応3 (1352) 正 *後七日御修法の大阿闍梨を勤仕す。(東寺長者補任第四)
- (正平8)
文和2 (1353) 9・4 『**十一面観音秘法**』を撰述。(大覚寺)
(実世)
正平八年九月四日、依洞院左大将殿御詔、所定記之。此相承秘決、長谷寺二臂本尊六種持物、是且依天照大神本地載之。大日輪中示現甚深秘法也。
- (正平10)
文和4 (1355) 正・17 *〔大威徳転法輪曼荼羅〕を開眼供養。「法務前大僧正□□」
*6・22 金剛寺禅恵に『道場観』を、8・11『秘密舎利式』を伝授書写せしむ。(金剛寺聖教)
- (正平11)
文和5 (1356) 4・22 *禅恵に頼瑜伝受題未詳聖教を伝授書写せしむ。(金剛寺)
延文2 (1357) 8・26 『**理趣經大綱秘釈**』を撰述。(真福寺)
正平十二年_丁八月廿六日。
老躰上、乍臥重病、思法流、依思門業、且蒙勅命間、任筆鈔記之。伏乞、兩部諸尊、別願八大高祖、垂知見証明、令成求願、当往詣兜率仏閣、成聞法大願而已。
東寺座主法務前大僧正弘真
『秘密源底口決』東泉院本の底本を慶盛が書写 (六所家)
10・9 *金剛寺大門往生院にて入滅。(金剛寺聖教)

(本著作年譜の作成にあたり、内田啓一『文観房弘真と美術』付載年譜および『大日本史料』第六編之二、守山聖真『文観上人の研究』等を参照した。なお、東寺三密蔵聖教識語の確認には、坂本正仁氏の御教示を賜わった。記して感謝申し上げます。)